09 放射線影響と放射線防護
09-04 原子力施設に係わる放射線防護
09-04-09 放射線作業の管理
09-04-09-01 放射線作業届け（原研の例）

＜概要＞

放射線下作業において、作業者の線量及び作業環境中の線量当量率と放射性汚染のレベルが一定の値を超えることが予想される際には、「放射線作業届」が提出され、作業の実施者、放射線管理者、施設の管理者などの関係者間で相互に連絡・協議を行って、安全な作業計画の基に、放射線防護とモニタリングの計画が立案される。「放射線作業届」の様式には、作業に関連する事項をはじめ、線量（計画線量）、放射線防護とモニタリング、及び作業の承認・同意などに関する事項が入れられる。

＜更新年月＞

2004年03月　　（本データは原則として更新対象外とします。）

＜本文＞

（１）「放射線作業届」作成の目的

放射線下作業において、それが非定常作業であったり、また、特に、その作業に伴って作業者などに高い被ばくが予想される際には、周到な作業計画の基に、放射線防護とモニタリングの計画を立案するために、作業の実施者、放射線管理者、施設の管理者などの関係者間で相互に連絡・協議する必要がある。この目的のために、「放射線作業届」作成の管理方式が設けられている。

なお、「放射線作業届」は、後述する提出基準を超える作業に適用されるが、基準以下のものであっても、放射線作業にあたって放射線の防護とモニタリングに関して関係者間で連絡・協議する必要がある場合に、例えば、「放射線作業連絡票」と呼ばれる連絡様式（内容は計画線量の設定や承認・同意の事項などを除いて放射線作業届とほぼ同様）が作成される方式を取っているところもある。

（２）「放射線作業届」の内容

「放射線作業届」には大別して、

1）作業に関すること。イ）作業内容、ロ）作業方法、ハ）予定期間、ニ）作業場所、ホ）作業担当組織、ヘ）作業従事者の氏名、などがある。

2）線量に関すること。作業に関して問題になる事項と計画線量を記入する。作業の種類によって、作業者個人の線量や作業場の線量当量率が問題になるのか、あるいは、内部被ばくが問題になるのか明確にする必要がある。計画線量は対象とする作業期間に定められる目安線量で、作業者の個人線量あるいは集団線量について設定する。

3）放射線防護に関すること。着用すべき防護衣、防護具および遮へい体など作業者自身の放射線防護上の措置や局所排気の設置など汚染拡大防止に関する事項が含まれる。

4）放射線モニタリングに関すること。用意すべきモニタやサーベィメータの種類が明記される。この他、放射線管理担当者の立ち会いに関し、連続的に必要なのかあるいは随時でよいか等の区分もチェックされる。

5）承認、同意に関すること。作業届の提出経路（図１にその一例を示す）が明記され、同意や確認のための押印欄が設けられて、放射線安全に関する責任体制が明確化される。

図２に放射線作業届の様式の一例を示す。これは現在、日本原子力研究所（現日本原子力研究開発機構）で使用されているものである。

（３）「放射線作業届」の提出基準

「放射線作業届」の提出は、線量や空気中放射能濃度のレベルが一定基準値を超える場合に実行される。表１に「放射線作業届」の提出基準の一例を示す。

＜関連タイトル＞
作業線量の予測 (09-04-09-02)
サーベイメータ（α線、β線、γ線、中性子等） (09-04-03-04)
作業環境モニタリング (09-04-06-01)

＜参考文献＞
（1）作業届に関する記述は、例えば関連事業所の「規則」や「手引き」にみられる
（2）金田久　他：浜岡原子力発電所の放射線管理について、保健物理、Vol.18，3，241，（1983）
（3）福田整司：鉱山、燃料製造および再処理施設における放射線防護、保健物理、Vol.17，3，315（1982）

表１　放射線作業届けの提出基準の一例

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">基　　準　　値</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１回の作業または１週間以内の連続作業による線量*</td><td colspan="2">実効線量</td><td>1 mSv</td></tr>
<tr><td rowspan="2">等価線量</td><td>眼の水晶体</td><td>5 mSv</td></tr>
<tr><td>その他の組織</td><td>15 mSv</td></tr>
<tr><td colspan="2">作業区域内の線量当量率</td><td colspan="2">10 mSv／時</td></tr>
<tr><td colspan="2">作業区域内空気中の放射性物質の濃度（８時間平均）</td><td colspan="2">告示　別表第１または別表第２に定める空気中の放射性物質の濃度限度の値</td></tr>
<tr><td colspan="4">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td></tr>
</table>

＊ 定常的な作業の場合は除く。

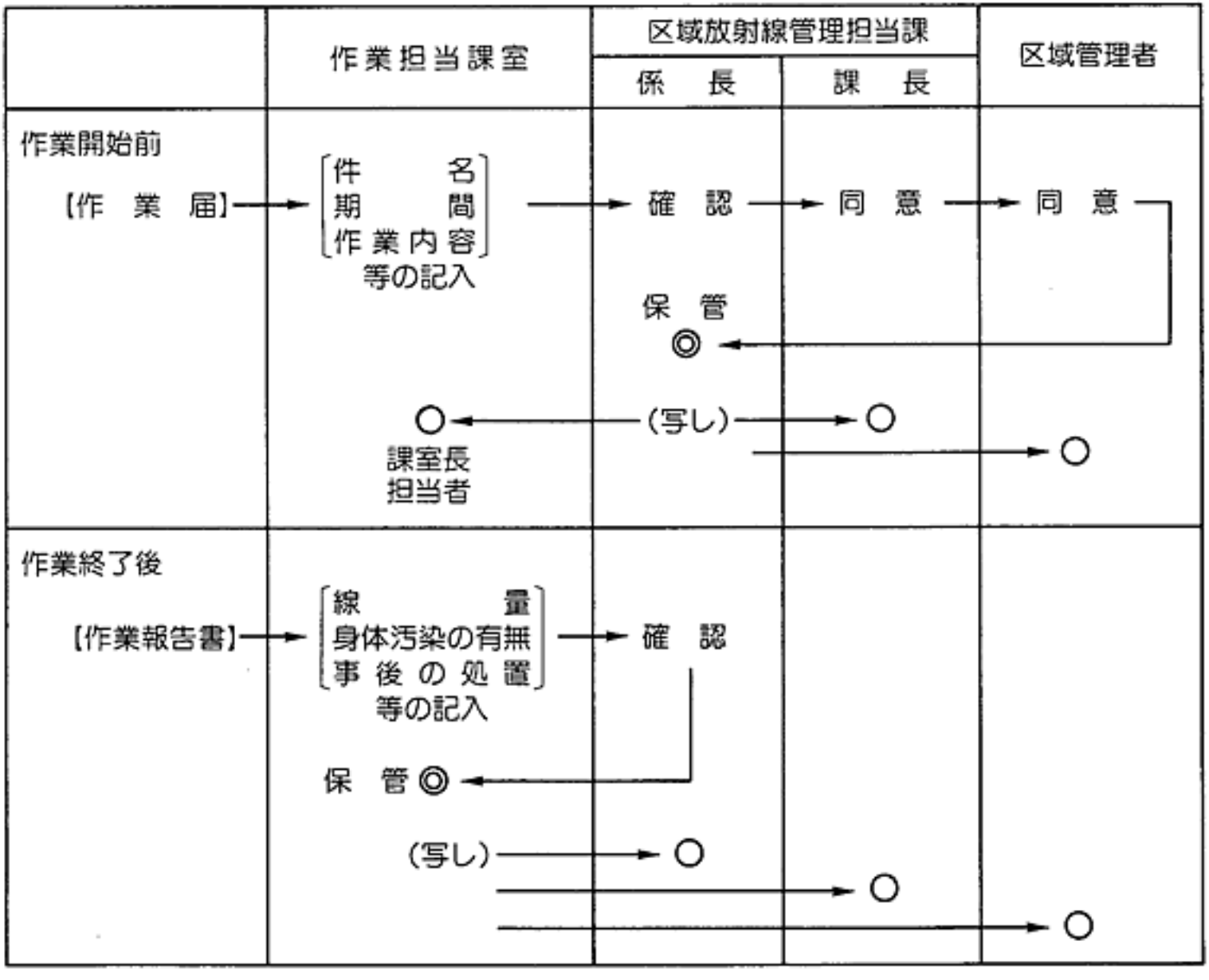

図１　放射線作業届け及び放射線作業届けに係わる作業報告書の経路（原研の例）

放射線作業届（原研の例）

提出経路　作業担当者→作業担当課室長→区域放射線管理係長→区域放射線管理担当課長→区域管理者→区域放射線管理係保管→写し配付

提出の基準に係る区分	□線量当量　□線量当量率　□空気中濃度　□特殊作業		
件名		発行番号	
		発行年月日	平成　年　月　日
期間		作業担当課室名	
場所		作業担当者名	TEL
作業内容	別添　□有・□無		

	作業者名	所属（会社名）	計画線量当量（mSv）	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

区域放射線管理係記入欄（受理：平成　年　月　日）整理番号　－

防護具及び測定器	（頭部）	（身体）	（手足）	（測定器）
	□特殊作業帽子	□黄色実験衣	□布手袋	□フィルムバッジ
	□ポリエチレン帽子	□特殊作業衣	□ゴム手袋	□リングバッジ
	□防塵眼鏡	（ワンピース）	□腕カバー	□TLD
	□放射線防護眼鏡	□タイベックスーツ	□含鉛ゴム手袋	□アラームメータ
	□半面マスク	□ビニールアノラック	□RJ作業靴	□ポケット線量計
	□全面マスク	□浄気式加圧服	□RJ長靴	□GM管式サーベイメータ
	□ニアラインマスク	□ニアラインスーツ	□靴カバー	□電離箱式サーベイメータ
	□	□	□オーバシューズ	□表面汚染検査用サーベイメータ
				別添　□有・□無

放管員の作業立台（□作業開始時□随時□連続□作業終了時）

モニタ運転（□ダストモニタ□ガスモニタ□エリアモニタ）　別添　□有・□無

同意印	区域管理者	放射線管理第課長	確認印	区域放管担当係長	作業担当課室 課・室長	作業担当課室 係長	作業担当課室 担当

写し配付先：区域管理者，区域放射線管理担当課長，作業担当課室長，作業担当者

日本原子力研究所

図２　放射線作業届けの一例